

【日本の安全保障：北朝鮮問題】

1. 北朝鮮をめぐる安全保障問題の概略

* 関係年表（資料1）を参照。

2. 国際の平和と安全の維持に関する国連安保理の責務と権限

(1) 国連安保理の組織と責務

(2) 国連安保理の権限

3. ミサイル発射問題と日本の対応

(1) ミサイルの発射実験をめぐる国際法上の問題

(2) 日本による対応

4. 核の平和利用と兵器転用・開発に対する対応

(1) 核利用に関する国際体制：NPT-IAEA 体制

(2) 大量破壊兵器の開発をめぐる国際的な対応

(3) 六カ国協議の位置づけと役割

【参考文献】

- 中谷和弘「北朝鮮ミサイル発射」ジュリスト No.1321（2006年）45-50頁。
- 浅田正彦「北朝鮮の核問題と国連安保理の対応——制裁を中心に」法学セミナーNo.55（5）（2010年）38-39頁。

【資料 1 : 関係年表】

1991. 1.
・日朝国交正常化交渉、第 1 回開催。
1992. 11.
・日朝国交正常化交渉、第 8 回開催。その後、拉致問題に関する日本の態度に北朝鮮が反発し、中断。
1993. 3.
・北朝鮮、核兵器不拡散条約 (NPT) からの脱退を表明、国際原子力機関 (IAEA) 保障措置協定の遵守を拒否。
1993. 6.
・米朝共同声明を採択。北朝鮮は NPT 脱退を中断し、NPT を遵守する意思を表明。
1994. 5.
・北朝鮮、黒鉛減速炉からの核燃料棒の抜き取りに着手。IAEA は北朝鮮に対する協力の停止を決定。北朝鮮、IAEA からの脱退を表明。
1994. 10.
・米朝枠組み合意を締結。北朝鮮は NPT 体制に留まるとともに、IAEA 保障措置協定上の義務の履行を通じた核開発の検証、開発中の核施設の凍結・解体に同意。それに対し米国は、黒鉛減速炉および関連施設を軽水炉へ転換するための事業体として、朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO) を設置するとともに、軽水炉の完成まで重油を供与することに同意。
1996. 4.
・米韓両大統領が、朝鮮半島における新たな和平枠組みを協議するために四カ国協議の設置を中朝に提案。
・翌 1997 年より、四カ国協議開催。
1998. 8.
・北朝鮮、ミサイルの発射実験を事前通告無しに実施 (北朝鮮はこれを人工衛星の打ち上げと主張)。ミサイルは日本上空を通過し、三陸沖に着弾したとされる。
1998. 10.
・日本、北東アジア地域の安全保障を協議する多国間枠組みとして、四カ国協議に日ロを加えた、六カ国協議とすることを提唱。
2000. 4~10.
・日朝国交正常化交渉、第 9 回~第 11 回開催。
2002. 9.
・小泉首相 (当時)、訪朝。日朝平壤宣言に署名。
2002. 10.
・北朝鮮がウラン濃縮を計画していたことから、KEDO 理事会は重油の供給の停止を決定。同計画の完全な撤廃を北朝鮮に要求。
・これに対し北朝鮮は、各関連施設の凍結解除及び同施設の稼働と建設の即時再開を発表。IAEA 査察官を国外退去に。
2003. 8.
・第 1 回六カ国協議、開催。
2003. 10.
・北朝鮮、使用済み核燃料棒の再処理に成功したことを発表。NPT からの脱退を宣言。
・KEDO 理事会、軽水炉の建設の停止を決定。2006 年 5 月に軽水炉プロジェクトの終了を正式に決定。
2005. 9.
・第 4 回六カ国協議で北朝鮮の核放棄を盛り込んだ初の共同声明を採択。
2006. 7.
・北朝鮮、日本海へ向けて 7 発の弾道ミサイルを発射。
・国連安保理、決議 1695 を採択。北朝鮮によるミサイル発射を非難するとともに、弾道ミサイル計画に関わる全活動の停止を要求。
2006. 10.

- ・北朝鮮、地下核実験成功を宣言。
- ・国連安保理、決議 1718 を採択。北朝鮮に対し、NPT および IAEA への復帰を要求するとともに、国際連合憲章第七章第 41 条に基づき、対北朝鮮経済制裁措置の実施を決定。

2007. 3.

- ・第 6 回六カ国協議開催（以後、現在に至るまで再開されず。）。

2009. 5.

- ・北朝鮮、地下核実験の成功を発表。
- ・国連安保理、決議を採択。北朝鮮による核実験の実施を非難するとともに、北朝鮮との輸出入にかかわる禁止品目について、公海上における場合を含め、検査・押収することを認める。

【資料 2 : 国際連合憲章第七章 (抄)】

第 39 条〔安全保障理事会の一般的権能〕

安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第 41 条及び第 42 条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第 40 条〔暫定措置〕

事態の悪化を防ぐため、第 39 条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当事者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払をなければならない。

第 41 条〔非軍事的措置〕

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第 42 条〔軍事的措置〕

安全保障理事会は、第 41 条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分だと判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

【資料 3 : 日朝平壤宣言 (2002 年 9 月 17 日)】

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002 年 9 月 17 日、平壤で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなるとの共通の認識を確認した。

1. 双方は、この宣言に示された精神及び基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのために 2002 年 10 月中に日朝国交正常化交渉を再開することとした。

双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意を表明した。

2. 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。

双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致すると基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。

双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945 年 8 月 15 日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄すると基本原則に従い、国交正

常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。

双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした。

3. 双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した。

4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

【資料4：特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法】

第二条 この法律において「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

2 この法律において「特定船舶」とは、次に掲げる船舶のうち次条第一項の閣議決定で定めるものをいう。

一 次条第一項の閣議決定で定める特定の外国（以下「特定の外国」という。）の国籍を有する船舶

二 次条第一項の閣議決定で定める入港が禁止される期間（以下「入港禁止の期間」という。）のうち当該閣議決定で定める日以後の期間に特定の外国の港に寄港した船舶（前号に掲げるものを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、特定の外国と前二号の関係に類する特定の関係を有する船舶

第三条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港を禁止することができる。

2 前項の閣議決定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 入港禁止の理由

二 特定の外国

三 特定船舶

四 入港禁止の期間

五 前条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

六 第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

3 第一項の閣議決定後、前項各号に掲げる事項の変更（当該閣議決定に基づく入港禁止の一部の実施の終了を内容とする変更を除く。）の必要が生じたときは、閣議において、当該閣議決定の変更を決定することができる。

【資料5：安保理決議1695】（外務省訳）

安全保障理事会は、

1993年5月11日の決議第825号（1993年）及び2004年4月28日の決議第1540号（2004年）を再確認し、

朝鮮半島及び北東アジア地域全体の平和及び安定を維持することの重要性に留意し、核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

北朝鮮の弾道ミサイルの発射について、このような装置が、核、化学及び生物兵器の弾頭の運搬手段として使用される可能性にかんがみ、重大な懸念を表明し、

北朝鮮が、ミサイル発射のモラトリアムを維持するという誓約に違反したことについて、深刻な懸念を表明し、

北朝鮮が、適切な事前通報を行わなかったことによって民間航空及び海運に危険を生じさせたことについて、更なる懸念を表明し、

北朝鮮が、近い将来に弾道ミサイルを更に発射する可能性を示唆していることについて、

重大な懸念を表明し、

このような事態を平和的かつ外交的に解決することへの要望を更に表明し、理事国及びその他の加盟国による対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための努力を歓迎し、

北朝鮮が、1998年8月31日に、地域の諸国に対する事前通報を行わずにミサイルによって推進される物体を発射し、当該物体が日本付近の海域に落下したことを想起し、

北朝鮮による核兵器の不拡散に関する条約（以下「条約」という。）からの脱退に関する発表並びに条約及び国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の保障措置に係る義務にもかかわらず、核兵器を追求することを表明したことを遺憾とし、

中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって2005年9月19日に採択された共同声明を実施することの重要性を強調し、

前記の発射は、特に北朝鮮が核兵器の開発を行っている旨宣言したことにかんがみ、地域内外の平和、安定及び安全を危うくすることを確認し、

国際の平和及び安全の維持のための特別な責任の下に行動して、

一、北朝鮮が、2006年7月5日（現地時間）に弾道ミサイルを複数回発射したことを非難する。

二、北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求する。

三、すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、ミサイル並びにミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術が北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器（以下「WMD」という。）計画に対して移転されることを防止するよう要求する。

四、すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、北朝鮮からのミサイル又はミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術の調達並びに北朝鮮のミサイル又はWMD計画に関連する資金の移転を防止するよう要求する。

五、特に北朝鮮に対し、自制を示し緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えること並びに、政治的及び外交的努力を通じて、不拡散上の懸念に係る決議に基づく取組みを継続していくことの必要性を強調する。

六、北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、2005年9月19日の共同声明の迅速な実施に向けて作業すること、特にすべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、条約及びIAEA保障措置に早期に復帰することを強く要請する。

七、六者会合を支持し、その早期の再開を要請し、すべての参加者に、平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、2005年9月19日の共同声明の完全な実施について努力を強化するよう要請する。

八、この問題に引き続き関与することを決定する。

【資料6：安保理決議1718】（外務省訳）

安全保障理事会は、

決議第825号（1993年）、決議第1540号（2004年）及び特に決議第1695号を含むこれまでの関連する決議並びに2006年10月6日の議長声明（S/PRST/2006/41）を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

2006年10月9日に核兵器の実験を実施したとの北朝鮮による発表、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

核兵器の不拡散に関する国際的な制度は維持されなければならないとの強固な確信を表明するとともに、北朝鮮は核兵器の不拡散に関する条約に従い核兵器国としての地位を有することはできないことを想起し、

北朝鮮による核兵器の不拡散に関する条約からの脱退に関する発表及び核兵器の追求を遺憾とし、

北朝鮮が無条件で六者会合に復帰することを拒否してきたことを更に遺憾とし、

中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって2005年9月19日に採択された共同声明を支持し、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを強調し、

北朝鮮が発表した実験が地域内外の緊張を増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、それゆえに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が存在することを認定し、

国際連合憲章第7章の下で行動し、同憲章第41条に基づく措置をとって、

1 北朝鮮が、関連する決議（特に決議第1695号（2006年））、及び、このような実験は国際社会の普遍的な非難を招くものであり国際の平和及び安全に対する明白な脅威となるものである旨述べた2006年10月6日の議長声明（S/PRST/2006/41）を甚だしく無視して、2006年10月9日に発表した核実験を非難する。

2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないことを要求する。

3 北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約からの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。

4 北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約及び国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の保障措置に復帰することを更に要求するとともに、核兵器の不拡散に関する条約のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。

5 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定する。

6 北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、核兵器の不拡散に関する条約の下で締約国に課される義務及びIAEA保障措置協定（IAEA INFCIR/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらに加え、透明性についての措置（IAEAが要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）をIAEAに提供することを決定する。

7 また、北朝鮮が、その他の既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄することを決定する。

8 次のとおり決定する。

(a) すべての加盟国は、北朝鮮に対する自国の領域を通ずる又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のもの（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止する。

(i) 国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイル・システム、若しくは、予備部品を含む関連物資、又は、安全保障理事会若しくは下記12の規定により設置される委員会（以下「委員会」という。）により定められる品目

(ii) 文書S/2006/814及びS/2006/815の表に定められるすべての品目、資材、機材、物品及び技術（文書S/2006/816の表も考慮して、本件決議の採択から14日以内に、委員会が規定を修正し又は完成させない場合に限る。）、並びに、安全保障理事会又は委員会により指定される、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画に資するその他の品目、資材、機材、物品及び技術

(iii) 奢侈品

(b) 北朝鮮は、上記(a)(i)及び(a)(ii)の規定の対象となっているすべての品目の輸出を停止し、また、すべての加盟国は、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのそのような品目（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止する。

(c) すべての加盟国は、上記(a)(i)及び(a)(ii)の規定にある品目の提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、助言、サービス又は援助の、北朝鮮に対する自国民による若しくは自国の領域からの又は北朝鮮からのその国民による若しくはその領域からの、あらゆる移転を防止する。

(d) すべての加盟国は、それぞれの法的手続に従い、この決議の採択の日又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している（その他の不正な手段を通じたものも含む。）として委員会若しくは安全保障理事会により指定される者又は団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを直ちに凍結し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる者若しくは団体により、そのような者又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保する。

(e) すべての加盟国は、委員会又は安全保障理事会により、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連及びその他の大量破壊兵器関連の計画に関係のある北朝鮮の政策に責任を有している（北朝鮮の政策を支持し又は促進することを含む。）として指定される者及びその家族の構成員が自国の領域に入学し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとる。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

(f) すべての加盟国は、この規定の要求の遵守を確保し、これにより、核、化学又は生物兵器、その運搬手段及び関連する物資の不正な取引を阻止するため、必要に応じ、自国の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、協力行動（北朝鮮への又は北朝鮮からの貨物の検査によるものを含む。）をとることが要請される。

9 上記8(d)の規定は、関係国により次のとおり決定された金融その他の資産又は資源には適用しないことを決定する。

(a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産及び経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから5作業日以内に否定的な決定を行わない場合

(b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合

(c) 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記8(d)に規定する者若しくは安全保障理事会又は委員会により指定される個人又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合

10 委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往来が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合、又は、委員会が、免除がこの決議の目的に資すると結論する場合は、上記 8 (e) の規定により課される措置は適用しないことを決定する。

11 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 30 日以内に、上記 8 の規定を効果的に実施するために実施した措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請する。

12 安全保障理事会の仮手続規則の規則 28 に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。

(a) すべての国（特に上記 8 (a) に規定される品目、資材、機材、物品及び技術を生産し又は保有する国）に対し、この決議の 8 により課された措置を効果的に実施するためにとった行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。

(b) この決議の 8 により課される措置に関して申し立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとること。

(c) 上記 9 及び 10 に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。

(d) 上記 8 (a) (i) 及び 8 (a) (ii) の目的のために特定される追加の品目、資材、機材、物品及び技術について決定すること。

(e) 上記 8 (d) 及び 8 (e) により課される措置の対象となる追加の個人及び団体を指定すること。

(f) この決議により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定めること。

(g) 安全保障理事会に対し、委員会の作業について、特に上記 8 の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び勧告とともに、少なくとも 90 日ごとに報告すること。

13 朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明を迅速に実施するために、外交努力を強化し、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控え、かつ、6 者会合の早期の再開を促進するというすべての関係国による努力を歓迎し、更に奨励する。

14 北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、また、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明の迅速な実施に向けて作業することを要請する。

15 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮によるこの決議の規定の遵守の状況にかんがみ、上記 8 に規定する措置の妥当性について、その時点における必要に応じ、検討（これらの措置の強化、調整、停止又は解除についての検討を含む。）を行う用意があることを確認する。

16 追加の措置が必要な場合には、更なる決定が必要とされることを強調する。

17 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

【資料 7 : 安全保障理事会決議 1874】（外務省訳）

安全保障理事会は、

決議第 825 号（1993 年）、決議第 1540 号（2004 年）、決議第 1695 号（2006 年）及び特に決議第 1718 号を含むこれまでの関連する決議並びに 2006 年 10 月 6 日の議長声明（S/PRST/2006/41）及び 2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

2009 年 5 月 25 日（現地時間）に北朝鮮により決議第 1718 号（2006 年）に違反して実施された核兵器の実験、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約（NPT）及び 2010 年 NPT 運用検討会議に向けて核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定にもたらす危険に対し、最も重大な懸念を表明し、

NPT 及び同条約をそのすべての側面において強化すると約束並びに核不拡散及び核軍縮に向けた世界的な努力に対する集団的な支持を強調するとともに、北朝鮮はいずれにせよ NPT に従い核兵器国としての地位を有することはできないことを想起し、北朝鮮による NPT からの脱退に関する発表及び核兵器の追求を遺憾とし、

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上の懸念に対応することが重要であることを再度強調し、

また、この決議により課される措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調し、

北朝鮮により行われた核実験及びミサイル活動が地域内外の緊張を更に増大させていることに深刻な懸念を表明するとともに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、

すべての加盟国が国際連合憲章の目的と原則を支持することの重要性を再確認し、

国際連合憲章第 7 章の下で行動し、同憲章第 41 条に基づく措置をとって、

1 北朝鮮が、関連する決議（特に決議第 1695 号（2006 年）及び第 1718 号（2006 年））及び 2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）に違反し、甚だしく無視して、2009 年 5 月 25 日（現地時間）に実施した核実験を最も強い表現で非難する。

2 北朝鮮に対し、いかなる核実験又は弾道ミサイル技術を使用した発射もこれ以上実施しないことを要求する。

3 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈におい

て、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを決定する。

4 北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議（特に決議第 1718 号（2006 年））の義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。

5 北朝鮮に対し、NPT からの脱退に関する発表を直ちに撤回することを要求する。

6 北朝鮮に対し、NPT の締約国の権利及び義務に留意しつつ、NPT 及び国際原子力機関（IAEA）の保障措置にすみやかに復帰することを更に要求するとともに、NPT のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。

7 すべての加盟国に対し、決議第 1718 号（2006 年）に基づく義務（決議第 1718 号（2006 年）に従って設立された委員会（以下「委員会」という。）が 2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）に従って行った指定に関するものを含む。）を履行することを要請する。

8 北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄し直ちに関連するすべての活動を停止すること、NPT の下で締約国に課される義務及び IAEA 保障措置協定（IAEA INFCIRC/403）に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置（IAEA が要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む。）を IAEA に提供することを決定する。

9 決議第 1718 号（2006 年）8（b）の措置は、すべての武器及び関連物資並びにこれらの武器及び関連物資の提供、製造、維持又は使用に関する金融取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定する。

10 決議第 1718 号（2006 年）8（a）の措置は、すべての武器及び関連物資（小型武器及びその関連物資を除く。）並びにこれらの武器の提供、製造、維持又は使用に関する資金上の取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用することを決定し、各国に対し、北朝鮮に対する小型武器の直接又は間接の供給、販売又は移転を監視することを要請し、さらに、各国は、北朝鮮に対する小型武器の販売、供給又は移転の少なくとも 5 日前までに、委員会に通知することを決定する。

11 すべての国に対し、当該貨物が決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、自国の法的権限及び国内法令に従い、かつ国際法に適合する範囲内で、海港及び空港を含む自国の領域内で、北朝鮮向け及び北朝鮮からのすべての貨物を検査することを要請する。

12 すべての加盟国に対し、当該船舶の貨物が決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、これらの規定の厳格な履行を確保する目的で、旗国の同意を得て公海上で船舶を検査することを要請する。

13 すべての国に対し、11 及び 12 の規定に基づく検査に協力することを要請し、また、旗国が公海上の検査に同意しない場合には、当該旗国は、船舶が 11 の規定に基づく現地の当局による必要な検査のために適当かつ都合のよい港に航行するよう指示することを決定する。

14 すべての加盟国が、11、12 及び 13 の規定に基づく検査において確認された、決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議の 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第 1540 号（2004 年）を含む関連の安全保障理事会決議の下での義務並びに NPT、1997 年 4 月 29 日の化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及び 1972 年 4 月 1 日の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国のいかなる義務にも反しない方法で押収及び処分することを認め、また、すべての加盟国がこれを行うことを決定し、さらに、すべての国がそのような努力に協力することを決定する。

15 いかなる加盟国も、11、12 若しくは 13 の規定に従って検査を行い、又は 14 の規定に従って貨物を押収及び処分したときは、検査、押収及び処分につき、関連する詳細が含まれた報告を委員会に対してすみやかに提出することを要求する。

16 いかなる加盟国も、12 又は 13 の規定に基づく旗国の協力が得られない場合は、関連する詳細が含まれた報告を委員会に対して速やかに提出することを要求する。

17 加盟国は、北朝鮮の船舶が、決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）若しくは 8（c）の規定又はこの決議 9 若しくは 10 の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を運搬していると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、人道的目的のために必要な場合を除き、又は、貨物が検査を受け、必要な場合は押収及び処分されるまで、自国民による又は自国の領域からの当該北朝鮮の船舶に対する燃料若しくは物品の提供等の供給サービスの提供又はその他の船舶の保守に係る役務の提供を禁止することを決定し、また、この規定が合法的な経済活動に影響を与えることを意図するものではないことを強調する。

18 加盟国に対し、決議第 1718 号（2006 年）8（d）及び 8（e）の規定に基づく義務の履行に加え、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る金融サービスの提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、又は自国民、自国の法律の下で組織された団体（海外の支店を含む）、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融又はその他の財産又は資産の移転も防止することを要請する（自国の領域内の、又は今後自国の領域内に入る、自国の管轄権に服する、又は今後自国の管轄権に服することとなる、前記の計画又は活動に関連するいかなる金融又はその他の財産又は資産の凍結、及び、自国の権限及び国内法令に従った、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む。）

19 すべての加盟国並びに国際金融機関及び信用機関に対し、一般市民の必要に直接応える人道及び開発目的のもの又は非核化の促進のためのものを除き、北朝鮮に対する無償援助、資

金援助又は緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないことを要請し、また、各国に対し、現行の約束を削減するよう警戒を強化することを要請する。

20 すべての加盟国に対し、当該金融支援が北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る場合は、北朝鮮との貿易のための公的な金融支援（そのような貿易に関与する自国の国民又は団体に対して輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む。）を提供しないことを要請する。

21 すべての加盟国が、北朝鮮における外交使節団の外交関係に関するウィーン条約に基づく活動を妨げることなく、決議第 1718 号（2006 年）8（a）（iii）及び 8（d）の規定に従うべきことを強調する。

22 すべての加盟国に対し、この決議の採択から 45 日以内に、またその後委員会の要請があれば、決議第 1718 号（2006 年）8 の規定、この決議 9 及び 10 の規定並びにこの決議 18、19 及び 20 の規定に定める金融措置を効果的に実施するために取った具体的措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請する。

23 決議第 1718 号（2006 年）8（a）、8（b）及び 8（c）の規定に定める措置は、INFCIRC/254/Rev.9/Part 1a 及び INFCIRC/254/Rev.7/Part 2a に列挙される品目にも適用することを決定する。

24 決議第 1718 号（2006 年）8 の規定及びこの決議により課された措置を調整すること（団体、物品及び個人の指定を含む。）を決定し、委員会に対し、このためにその任務を実施し、この決議の採択から 30 日以内に安全保障理事会に報告するよう指示し、さらに、委員会が行動しなかった場合には、安全保障理事会がその報告の受領から 7 日以内に措置の調整のための行動を完了することを決定する。

25 委員会が、2009 年 7 月 15 日までに理事会に提出される、遵守、調査、広報、対話、支援及び協力に関する作業計画を通じて、決議第 1718 号（2006 年）、2009 年 4 月 13 日の議長声明（S/PRST/2009/7）及びこの決議の完全な実施を促進するための努力を強化し、またこの決議の 10、15、16 及び 22 の規定に従い加盟国からの報告を受領し、検討することを決定する。

26 事務総長に対し、委員会と協議し、以下の任務を遂行するために委員会の指示の下に行動する 7 名までの専門家のグループ（「専門家パネル」）を当初 1 年の間設置することを要請する。（a）決議第 1718 号（2006 年）に明記された権限及びこの決議 25 の規定に明記された任務の遂行に当たり委員会を支援する。（b）国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者からの、決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の履行に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集、審査、及び分析する。（c）理事会、委員会又は加盟国が検討しうる、決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の実施を改善するための行動につき勧告を行う。（d）自らの作業につき、この決議の採択後 90 日以内に理事会に中間報告を、また、その権限が終了する 30 日前までに理事会に最終報告を、所見及び勧告とともに提出する。

27 すべての国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者に対し、特に決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議により課された措置の実施に関して保有するいかなる情報も提供することにより、委員会及び専門家パネルと完全に協力することを要請する。

28 すべての加盟国に対し、北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野の、自国の領域内における若しくは自国民による北朝鮮市民に対する専門教育又は訓練を監視し防止することを要請する。

29 北朝鮮に対し、すみやかに包括的核実験禁止条約に加盟するよう要請する。

30 平和的対話を支持し、北朝鮮に対し、直ちに無条件で 6 者会合に復帰することを要請し、また、すべての参加国に対し、朝鮮半島の検証可能な非核化を達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するために、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって 2005 年 9 月 19 日に採択された共同声明並びに 2007 年 2 月 13 日及び 2007 年 10 月 3 日の共同文書を完全に、かつ迅速に実施するための努力を強化することを要請する。

31 事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、また、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にし、また、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えるための理事国及びその他の加盟国による努力を歓迎する。

32 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による決議第 1718 号（2006 年）及びこの決議の関連する規定の遵守の状況にかんがみ、決議第 1718 号（2006 年）8 及びこの決議の関連する規定の措置の妥当性について、その時点における必要性に応じ、検討（これらの措置の強化、調整、停止又は解除についての検討を含む。）を行う用意があることを確認する。

33 追加の措置が必要な場合には、更なる決定が必要とされることを強調する。

34 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。